

V 産地の考え方

【問一覧】

（産地証明）

- Q 1 産地はどのように証明するのですか。
- Q 2 生産施設が複数の場合は、別添リストを添付することで証明書発行が可能ですか。

（生鮮食品）

- Q 3 農産物の産地は、どこになりますか。
- Q 4 農林産品の生鮮品を輸出する場合、「establishment」（施設の名称・所在地）の欄にどのように記載するのですか。

（加工食品）

- Q 5 主原料の産地の証明が必要な輸出先国はどこですか。
- Q 6 加工食品の産地はどこですか。
- Q 7 加工食品の産地は、原料生産地なのか、最終加工地なのか。
- Q 8 最終加工地の定義は何ですか。
- Q 9 製造者を製造者固有記号で表示しているが、製造者の名称、住所等を公開していない場合、どのような確認書類を提出すればよいですか。
- Q 10 製品の包装のみを行っている工場は、最終加工地となるのですか。
- Q 11 加工品の原料である小麦粉の産地を記載する場合、原料の小麦の生産地か、それとも小麦粉の生産地（製粉地）を記載するのか。
- Q 12 主原料の定義は何ですか。
- Q 13 原料に加工品を含む場合、主原料は何になりますか。
- Q 14 外国産の大豆を原料にしてA県（国内）で醤油を生産し、その醤油を使用してB県で製造した「めんつゆ」を輸出します。原料の表示欄に「醤油」とのみ記載されているのですが、原料の名称は「大豆」、原料の産地は「〇〇国」と記入すればよいでしょうか。
- Q 15 飲料製品の主原料は、水と考える必要がありますか。
- Q 16 主原料の産地が外国の場合、国名を記載すればよいですか。
- Q 17 外国産の製品を輸出する場合、製造施設やその所在地の欄はどのように記入するのですか。
- Q 18 原料が加工品の場合、当該原料の産地を確認できる書類とは何を指しますか。また、原料の産地が不明な場合はどうすればよいですか。

(産地証明)

Q 1 産地はどのように証明するのですか。

A 1 輸出しようとする食品等を生産した地域や製造した場所が特定できる書類を確認することにより証明します。また、輸出先国によっては、主原料の産地を特定できる書類（電子化されたものを含む。）の提出を求める場合もあります。

Q 2 生産施設が複数の場合は、別添リストを添付することで証明書発行が可能ですか。

A 2 一品目ごとに証明書を発行することが必要な中国は、別途リストによる複数品目の証明はできませんが、それ以外の国については、リストを添付して複数品目を一枚で証明することが可能です。輸出先国により、添付リストの範囲に差があるので、詳細は、農林水産省ホームページに掲載している輸出先国別の「別紙記載例」をご確認ください。

(生鮮食品)

Q 3 農産物の産地は、どこになりますか。

A 3 生鮮の農産物、原料となっている農産物の産地は、栽培、生産、収穫された土地を産地とします。

Q 4 農林産品の生鮮品を輸出する場合、「establishment」（施設の名称・所在地）の欄にどのように記載するのですか。

A 4 韓国以外の国については、生産者又は農業団体（農協等）等の名称・所在地を記載してください。

韓国向けについては、加工品以外の場合は、輸出業者の名称・所在地を記載し、別紙で各輸出産品の生産施設の名称・所在地等を記載したものを添付してください。また、加工品の場合には、加工施設の名称・所在地を記載してください。なお、韓国向けには、その他追記するべき事項がありますので、詳細については農林水産省ホームページの「証明書記載参考」をご確認ください。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/korea_syoumei_sankou.pdf

(加工食品)

Q 5 主原料の産地の証明が必要な輸出先国はどこですか。

A 5 証明書に「主原料の産地」の記載を求めている輸出先国は中国です。また、EU等は、「50%超の原料が指定された産地・品目でないこと」の確認を求めています。ドバイ首長国及びアブダビ首長国は、「原料の50%超が規制対象都県産でないこと」の確認が求められます。

Q 6 加工食品の産地はどこですか。

A 6 加工食品の産地は、原則、製品の最終加工地となります。

ただし、既に個包装済みの商品を更に包装する等、実質的に加工していない場合は、最終加工地となりません。原発事故に係る相手国の懸念が放射性物質混入であること

を念頭に、輸出する商品の加工工程を確認し、個別に判断することになります。産地の判断が付かない場合は、輸入業者等を通じて相手国にご確認ください。

Q 7 加工食品の産地は、原料生産地なのか、最終加工地なのか。

A 7 産地証明書を必要とする加工品については、現在日本税関や商工会議所が原産地を特定する際の認定基準としている「関税法施行規則第一条の五及び六」が産地を判断する上での一つの目安になると思料されます。具体的には、産地は、植物・動物性生産品は収穫・成育されたところ、また、二次加工・三次加工を伴う加工品の場合は、実質的な変更が加えられたところを加工地とみなす考え方です。

(例)

①県内で生産された原料を用いて同一県内で加工した場合：当該県

②HSコードの2～4桁が変更するような加工をした場合：当該加工を行った施設のある都道府県

③②に該当しない加工、単純混合、包装等をした場合：実質的な加工とならないので原料生産都道府県

なお、加工品の産地の考え方については、水際行政・規制当局の判断に委ねられることから、ご不明の場合は、輸出者が予め輸入業者を通じて相談することをおすすめします。

Q 8 最終加工地の定義は何ですか。

A 8 製品を最終的に加工した施設の所在地を指します。1次加工と2次加工で加工した施設が異なる場合は、2次加工した施設が最終加工した施設の所在地となります。

Q 9 製造者を製造者固有記号で表示しているが、製造者の名称、住所等を公開していない場合、どのような確認書類を提出すればよいですか。

A 9 製造者固有記号はウェブ上で製造者の名称、住所等の記載がない場合は、販売者に電話等で問合せ、問い合わせた先の情報等（担当者、連絡先、確認内容）を記した申請者の誓約書など、客観的に検証可能な書類を提出してください。

Q 10 製品の包装のみを行っている工場は、最終加工地となるのですか。

A 10 原発事故に係る相手国の懸念は、放射性物質が混入する恐れの有無です。従って、既に個包装された商品を単に詰め替える等の包装を行う工場は、最終加工地とはなりません。

実質的に加工していない場合は、最終加工地となりません。しかし、具体的なケースにより、又は、相手国により、最終加工地の判断が異なる場合があります。最終加工地の判断が付かない場合は、輸入業者等を通じて相手国にご確認ください。

Q 11 加工品の原料である小麦粉の産地を記載する場合、原料の小麦の生産地か、それとも小麦粉の生産地（製粉地）を記載するのですか。

A 11 小麦粉の産地は、製粉地を記載してください。具体的には、国内の場合は都道府県

名（北海道、福岡等）、国外の場合は国名（韓国、米国等）を記載してください。

Q12 主原料の定義は何ですか。

A12 申請書に記載する範囲は輸出先国によって異なりますが、主原料とは、その品目を構成する材料の中で一番多い材料（商品に占める重量比が最大のもの）を指します。

Q13 原料に加工品を含む場合、主原料は何になりますか。

A13 製造者等が作成する相手国用（輸出製品）の商品の表示に基づきます。

例)「すし酢」は、日本国内では主原料として「醸造酢」と表示している場合があります。その場合、製造者等が作成する相手国用の商品の表示を確認し、「醸造酢」の原料の「米」について表示されている場合、米が主原料となります。「醸造酢(米)」、「米酢」と表示されている場合も同様です。相手国用の表示に「醸造酢」のみの表示しかない場合は、「醸造酢」が主原料となります。

Q14 外国産の大豆を原料にしてA県（国内）で醤油を生産し、その醤油を使用してB県で製造した「めんつゆ」を輸出します。原料の表示欄に「醤油」とのみ記載されているのですが、原料の名称は「大豆」、原料の産地は「〇〇国」と記入すればよいでしょうか。

A14 原料の表示が「醤油」のみの場合、原料の名称は「醤油」、原料の産地は「A県」となります。考え方はQ13と同様です。いずれの場合も、「めんつゆ」の産地は最終加工地のB県となります。

Q15 飲料製品の主原料は、水と考える必要がありますか。

A15 飲料製品の場合は、原則として水を除いて一番重量の多いものが主原料となります。しかし、水以外の主原料が不明の場合は、水が主原料となります。

Q16 主原料の産地が外国の場合、国名を記載すればよいですか。

A16 そのとおりです。中国は証明書の様式に主原料の産地を記載する欄があります。主原料の産地が外国の場合は、国名を記載してください。

Q17 外国産の製品を輸出する場合、製造施設やその所在地の欄はどのように記入するのですか。

A17 製造施設等の欄には、実際に同商品を製造した外国の施設名称とその所在地（国名のみでも可）を記入します。

Q18 原料が加工品の場合、当該原料の産地を確認できる書類とは何を指しますか。また、原料の産地が不明な場合はどうすればよいですか。

A18 原料産地の確認書類は、産地証明であって、原料について証明を行うべき国（EU等、中国、ドバイ首長国及びアブダビ首長国）向けに限って必要です（それ以外の国や証明では不要です）。

輸出する加工品については、原料が加工品であっても生鮮品であっても、基本的に、表示欄で「原料」として掲載されている品目を原料と考えます。

一方、原料の産地が不明な場合の対応は、相手国によって異なります。

例えば、EU等へは、原料ではなく最終製品を検査して、政府機関による放射性物質検査証明を添付すれば輸入が認められます。ドバイ首長国へは、最終製品について相手国に登録した検査機関による検査報告書があれば輸入が認められます。アブダビ首長国へは、産地が不明な原料を検査して、政府機関による産地証明を添付すれば輸入が認められます。但し、中国向けは、原料産地が不明の場合、現時点では救済措置がなく、輸入が認められない状況です。